

れ候へば、何にてもくるしからず、此刀は多年御馴染候へば、進上申べく迎、取替て自認けるに、自奏故斬罪にて事濟けり、その刀は、和泉守兼定、二尺七寸五分、丈夫にてすぐれたる刀なり、惣兵衛友人無的が外祖父なりければ、後これを譲られて秘藏せしを、予が細に見しなり、

〔新著聞集才智十五〕盜賊別才

伏見木幡のあたりちかき村々、夜ごとに馬盗人有しを、程へて捕へしに、その盗人白木綿黒木綿一匹づ、持たりしかば、いかなる故ぞと問に、されば黒赤栗毛には、白きもめん、白馬には黒もめんを胴中より足までも巻也、たとひ馬主追かけ來りても、夜自には斑と見ゆるま、我馬とはしらざるなりと云しとかや、

強盜

〔倭名類聚抄二〕群盜 漢書云、群盜滿山、群盜一云、強盜、見唐律、

〔箋注倭名類聚抄男女〕所引漢書賈山傳文、說文群輩也、強盜音讀、見枕冊子、後世或譌呼賀无登宇、
略○中 唐武德律、貞觀律、永徽律、各十二卷、見新唐書、今所傳長孫無忌唐律疏議三十卷、強盜、見賊盜律第三十四條、

〔下學集上倫〕強盜

〔和漢三才圖會十倫之用〕盜人 略○中 強盜 俗云賀卒止 字○中略

說文云、盜人自中出曰竊、又暗曳船行劫曰柚榜、方言云、殺人而取其財曰憚、風俗謂之切取、強盜

略○中

強盜 衆入、推盜金銀衣服、或縛家人恣取、故名強盜、又謂之推入、其罪最重、
略○中

凡盜賊有數品、如放火、竊、騷動、奪物者、其科重於憚賊、今至太平一統時、如熊坂石川之輩者、嘗無隱家、

〔常陸風土記〕茨城郡 東香島郡、南佐禮流海、

古老曰、昔在國巢、俗語曰、都知久母、山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來、則入窟、而竄之、其